

別表第1（第4条関係）

保育料月額徴収基準表（1号認定）

階層区分		定 義	徴収額
第1		生活保護世帯	円 0
第2	1	住民税非課税世帯及び 住民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等 0
	2		ひとり親世帯等以外 (1,300) 2,700
第3	1	所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等 (0) 6,700
	2		ひとり親世帯等以外 (7,200) 14,500
第4		所得割課税額 211,200円以下	(9,200) 18,500
第5		所得割課税額 211,201円以上	(11,600) 23,200

() は第2子の場合

備 考

- 生計を一にする2人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下、同じ）第3学年までの子どもが、以下に掲げる施設又は事業を利用している場合
 - 保育所、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）
 - 特例保育、家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）
 - 児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）
 - 小学校第1学年から小学校第3学年

階層区分	児 童	徴 収 金 の 額
第4～第5階層に属する世帯	上記1に該当する子どものうち、最年長児が就学前子どもである場合	徴収基準額表に定める額
	上記1に該当する子どものうち、次年長児が就学前子どもである場合	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に該当する子どものうち、上記以外の児童	0

- 第3階層以下に該当する世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、生計を一にする2人以上の子ども（監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。以下同じ。）の人数により算定を行うものとする。
- 生計を一にする子どもが3人以上いる世帯における、3人目以降で保育所等を利用している児童の保育料については、月額6,000円を上限に減額する。
- この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、実費負担分（給食費、教材費等）を含まない。